

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第十八号

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

（奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二条 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第三号中「幼児（）の下に「第二十九条第二項の表及び」を加える。

第二十九条第二項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。

同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。